

佐賀県の最低賃金

発効4年4月24日

適用者

佐賀県内で婦人既製服製造業に係るまとめの業務に従事する
家内労働者と、その家内労働者に業務を委託する**委託者**



婦人既製服製造業に係るまとめの業務

工 程	規 格	金 額	額	
			(旧)	(新)
身返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	8円	10円
	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	8円	9円
身返し星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	15cmにつき	7円	9円
	1cm型	1組につき	11円	13円
裾まつり	ウエスト用前かん	1組につき	18円	20円
	ウエスト用以外	1組につき	13円	14円
ヌナップ付け	飾りボタン	1個につき	5円	6円
	カボタン付き	1個につき	9円	11円
ボタン付け	根巻きボタン	1個につき	7円	8円
	糸ループ作り付け	1か所につき	8円	9円
鎖糸ループ付け	既製ループ付け	1か所につき	4円	5円
	×印仕付け止め	1か所につき	5円	6円
ベント止め	×印仕付け止め	1か所につき	5円	6円
	×印仕付け止め	1か所につき	5円	6円
プリーツ仕付け	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	9円	11円
	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	10円	12円
袖口裏まつり	部分止め	1組につき	22円	24円
	肩線止め	1組につき	9円	10円
肩パット付け	部分止め	1組につき	22円	24円
	肩線止め	1組につき	9円	10円
糸くず取り	部分止め	1枚につき	14円	15円
	肩線止め	1枚につき	14円	15円

【注意】
 金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1cmあたりに換算した金額とする。この場合、1cm未満の長さは1cmに切り上げる。

- 【その他】
- 委託契約にあたっては、家内労働手帳を交付し、必要事項の取り決めをしましょう。
 - 家内労働災害の防止を図りましょう。
 - いわゆる「インチャキ内職」に注意しましょう。

【問い合わせ先】

佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ
 佐賀労働局労働基準部貸金室 ☎ 0952-32-7179
 佐賀労働基準監督署 ☎ 0952-32-7133 唐津労働基準監督署 ☎ 0955-73-2179
 武雄労働基準監督署 ☎ 0954-22-2165 伊万里労働基準監督署 ☎ 0955-23-4155



厚生労働省
 家内労働のしおり



佐賀労働局
 家内労働関連



佐賀労働局
<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roundoukyoku/home.html>